

令和7年（う）第108号 死体遺棄被告事件

被告人 グエン・ティ・グエット

(NGUYEN THI NGUYET)

控訴趣意書の要旨

2025（令和7）年6月23日

福岡高等裁判所第3刑事部ト係 御中

主任弁護人 池 上 遊

1 はじめに

被告人は無罪です。原判決は破棄を免れません。その理由は次の4点です。

- ・ 信教の自由を定める憲法20条1項違反など
- ・ 刑罰法規の明確性を要請する憲法31条違反
- ・ 遺棄が成立すると判断した法令適用の誤り
- ・ 死体遺棄の故意があったと認定した誤り
- ・ 可罰的違法性を認定した誤り
- ・ 量刑不当

以下、遺棄が成立すると判断した法令適用の誤りに絞って詳しく述べます。

2 孤立出産と死体遺棄罪の現状

熊本市の慈恵病院が運営する「こうのとりのゆりかご」や、東京・墨田区の社会福祉法人賛育会が開始した「ベビーバスケット」のような取り組みは、病院外で出産する孤立出産の子どもたちの命を救ってきました。しかし、全国では、医

療的サポートを受けずに一人で出産する孤立出産の後、死産となった嬰兒の遺体の扱い方に困り、死体遺棄罪に問われる事件が後を絶ちません。孤立出産後の女性は肉体的にも精神的にも疲弊した状況にありながら、「適切な行為」を求められ、これに反すると死体遺棄罪で逮捕・勾留・起訴されます。この「適切な行為」が具体的に何を指すのかは不明確であり、妊娠を周囲に明かせない様々な事情を抱える女性を、さらに追い込む結果につながっています。

したがって、孤立死産事例における死体遺棄罪の適用範囲については、そもそも適切な行為を当該女性に期待できない場面や緊迫した状況において、保護法益を侵害したとまでいえるか、という構成要件該当性を実質的に解釈し、「相いれない処置」といえるかどうかを、一層慎重かつ厳格に解釈すべきです。

3 遺棄が成立すると判断した法令適用の誤り（原判決の誤り）

(1) 「遺棄」の意義について

原判決は、刑法190条が「社会的な習俗に従って死体の埋葬等が行われることにより、死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情が保護されるべきことを前提に、死体等を損壊し、遺棄し又は領得する行為を処罰することとしたものと解される。したがって、習俗上の埋葬等とは認められない態様で死体等を放棄又は隠匿する行為が死体遺棄罪の『遺棄』に当たると解するのが相当である。そうすると、他者が死体を発見することが困難な状況を作成する隠匿行為が『遺棄』に当たるか否かを判断するに当たっては、それが葬祭の準備又はその一過程として行われたものか否かという観点から検討しただけでは足りず、その態様自体が習俗上の埋葬等と相いれない処置といえるものか否かという観点から検討する必要がある」と令和5年最高裁判決を引用し、本件が死体遺棄罪にいう「隠匿」にあたるか否かを検討しています。

原判決が述べる「その態様自体が習俗上の埋葬等と相いれない処置といえるものか否かという観点から検討する必要がある」という点については弁護人らにも異存はありません。

その上で、「相いれない処置」とは、「社会的な習俗に従って死体の埋葬等が行われることにより、死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情が保護されるべきことを前提に」すると、適時適切な埋葬等からどの程度逸脱しているのかを適時性（物理面）と適切性（精神面）で判断するべきであるというのが弁護人らの考えです。

原判決は、この点についての実質的な判断を怠っており、冒頭で述べた「適切な行為」を示さないまま孤立死産する女性に刑事責任を負わせる現在の刑事司法の悪しき一例をまた加えたもので、破棄を免れません。

(2) 原判決が述べる適時適切な方法での埋葬等を困難にするものといえる事情について

原判決は、隠匿の程度について、本件行為が死体の発見を困難にした程度は大きかったとした上で、被告人の交際相手や同居人が他のごみと一緒に捨ててしまう危険性も高く、適時適切な方法での埋葬等を困難にするものといえると判示しています。

しかし、死体遺棄罪と死体隠匿罪が併存していた時代において、大審院は、土中埋没という完全に死体を視認できない状態にする（「隠匿」と評価できる）場合でも、不葬送という不作為による遺棄を認めており、埋葬義務者の死体の「隠匿」とされる行為であっても、作為による「遺棄」を即時に認めず、不葬送という不作為によって死体遺棄罪の成立を認める解釈を採っていました。

その後、死体隠匿罪がなくなってから、隠匿が遺棄と解釈されてきたのは、死体などが【埋葬義務者以外の者】によって、死者に対する追悼・敬けん感情を害するような態様で隠匿されると、埋葬義務者による死体の発見が難しくなり、ひ

いては習俗上の埋葬なども難しくなるため、「埋葬義務者による埋葬を妨げることによって死体に対する敬けん感情を害する」からであるとされています。

他方で、【埋葬義務者】による隠匿は、直ちに葬祭そのものを放棄したと言い難く、一時的なものである限り、適時適切な埋葬の可能性は残っているため、死体を壁に埋め込む、トイレに流す、といった確定的におよそ死体が埋葬されない状態を作出しない限り、隠匿による放棄とは認められず、あとは相当期間の経過後の不作為の死体遺棄罪の成否が残るに過ぎません。

原判決は、他者の行為の介在による新たな遺棄（他のごみと一緒に捨ててしまう＝【埋葬義務者以外の者】による埋葬妨害）を考慮して、【埋葬義務者】による隠匿の遺棄該当性を判断しています。これでは、隠匿行為の中に遺棄罪の危険性を求めていることになり、死体遺棄罪の未遂を処罰するに等しいというべきです。あくまでも本件は、埋葬義務者たる被告人自身の行為によって適時適切な埋葬が阻害されたのか、が問題とされなければならず、埋葬義務者以外の者によって勝手に持ち出されて投棄されることの可能性まで含めて処罰されるべきものではありません。

本件において、被告人が確定的に葬祭の意思を失ったとは事実経過からも証拠からも認められません。したがって、「適時の埋葬等と相いれない処置」があったと認めることはできないのです。

また、本件は、孤立死産という特殊かつ緊急的な環境下において、埋葬義務者たる被告人が、死産直後に一時的に遺体をごみ箱の中に置いたもので、終局的な処分ではありません。墓地埋葬等に関する法律は、死産後24時間以内の火葬・埋葬を禁止しており、死産直後に被告人が第一次葬を行うことは許されておらず、ごみ箱から本件男児の遺体を容易に取り出すことのできる場所に置いたことは、習俗上の埋葬等と「物理的に」相いれない処置とまでいえないことが明らかです。

(3) 死体を隠匿した場所がごみ箱であることを重視した原判決の誤り

原判決は、隠匿した場所がごみ箱であるということを捉えて、「何より、外観上は本件男児の死体を他のごみと同列のものとして扱うかのように見えるものであり、死体を丁重に扱い、尊崇の念をもって弔うこととはかけ離れた行為」として、「本件行為は、その態様自体、死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情を著しく害するものであり、習俗上の埋葬等と相いれない処置というべきである」とも判示しています。

このような原判決の判示は、「ごみ箱」という言葉の持つ印象のみをもって判断しているといわざるを得ません。原判決は、行為者が置かれた状況に一切触れず、「ごみ箱」を重視して被告人の行為の精神的な不適切さを指摘するに留まっており、適切性を実質的に判断したものとは到底いえません。

あくまでも、保護法益との関係で、「適切さ」の観点から相いれない処置といえるのかを実質的に検討する必要があります。

本件で被告人は、孤立死産後の大量出血による重度の貧血という極限状況の中で、中間的な処置として遺体をビニール袋に入れて「とりあえずこの箱の中に置いた」もので、その時点では死体が適切に葬祭される可能性は十分に残されていました。言い方を変えれば、遺体を置く場所の選択が「ごみ箱」であったとしても、被告人の体力的にも精神的にも追い詰められた状況、孤立死産という緊迫した状況にあることを合わせて考慮した場合には社会の一般人をして死体を粗末に扱うものだという印象を低減させるものであり、社会的法益に対する犯罪である本罪の保護法益を侵害するような「精神的に」相いれない処置と認めることはできません。そもそも、仮置きに過ぎず「埋葬等」の局面ですらないのです。

(4) まとめ

以上述べたとおり、原判決は、「習俗上の埋葬等と相いれない処置」の解釈を誤っており、破棄されなければなりません。

4 最後に

冒頭でも述べましたが、「適切な行為」が具体的に何を指すのかを不明確にしたまま、妊娠を周囲に明かせない様々な事情を抱える女性をさらに追い込む刑事司法の現状を打破するためには、本件において、「遺棄」が成立しないという判断がなにより重要であることから、その点に絞って要旨を述べました。

裁判所には、弁護人らの主張、立証を踏まえた公正な判断を求めます。

以上